

平成 29 年度地方独立行政法人府中市病院機構障害者就労施設等からの 物品等優先調達方針

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第 9 条第 1 項の規定により、障害者就労施設等からの物品及び役務(以下「物品等」という。)の調達の推進を図るため、次のとおり調達方針を定める。

1 方針の適用範囲

この方針の適用範囲は、府中市民病院及び府中北市民病院とする。

2 調達する物品等及びその調達の目標

障害者就労施設等から調達する物品等及びその目標は次のとおりとする(下記に記載のないものであっても、調達可能な物品等であれば随時対象とする)。

(1) 府中市民病院清掃業務 2,592 千円

(2) 物品購入 50 千円

3 その他物品等の調達の推進に関する事項

府中市自立支援協議会の就労に関する分科会において把握・整理された各障害者就労施設等の取扱物品・役務等を優先的に障害者就労支援施設等から調達するよう努める。

4 調達実績の公表

この方針に基づく本年度に調達を行う物品等の実績は、平成 30 年 5 月中に取りまとめ、ホームページ等を通じて公表するものとする。

5 方針に関する担当窓口

この方針に関する担当窓口は、府中市民病院総務課とする。

6 平成 28 年度障害者就労施設等から調達物品等の実績

なし